

2025 年度

京都経済短期大学 教育後援会

総会議案書

京都経済短期大学教育後援会 総会

2025 年 5 月

於：京都経済短期大学

議案

第1号議案 2024年度活動報告及び2024年度決算（案）の承認

第2号議案 2025年度役員選出（会則第7条）

2025年4月19日（土）開催の役員会にて審議済み

役員会から以下の役員を推薦いたします。

会 長： 村川 優子 様

副会長： 山本 香 様

監 事： 坂田 晋子 様

第3号議案 2025年度活動計画（案）及び2025年度予算（案）の承認

2024 年度 教育後援会活動報告

1. 2024 年度事業・役員会開催状況

日程	役員会および行事	議案等
2024.4.20(土) 10:00～	第 1 回役員会 ・会計監査	・2024 年度活動日程について ・新役員体制について ・会計報告(決算・予算) ・総会・懇親会について ・卒業記念品について ・卒業を祝う会について ・資格取得等支援奨学金について
2024.5.25(土) 10:00～	第 2 回役員会 ・総会	・新役員体制について ・新会長就任 ・総会について
2024.9.21(土) 11:00～	第 3 回役員会 ・新旧役員交流昼食会	・教育学習環境整備事業について ・学友会補助事業について (秋華祭への寄附) ・新旧役員交流昼食会 ・教育後援会研修旅行について
2024.12.14(土) 11:00～	第 4 回役員会 ・保護者・保証人様対象 進路説明会	・明德学園奨学金事業について ・京都経済短期大学の現況および 課題について
2025.3.14(金) 12:15～	第 5 回役員会 ・卒業証書・学位記授与式	・2025 年度活動日程について

2. 卒業記念品

卒業アルバムを卒業生全員に進呈

3. 卒業を祝う会

日 程:2025 年 3 月 14 日

内 容:教育後援会主催の卒業記念パーティ * 於:ホテル京都エミナース

4. 教育環境整備事業

次年度へ持ち越し

5. その他事業

奨学金事業、資格取得等支援奨学金、学友会補助事業(学園祭支援として秋華祭への寄附および課外活動支援としてクラブへの寄附)、研修旅行、大学生協補助事業(ランチメニュー提供)等を行いました。

保護者・保証人様向けに卒業式のインターネット配信を行いました。

6. 役員体制

役職	氏名	役職	氏名
会長	藤田 隆史	顧問	久保 奈津美
副会長	加藤 宗	顧問	下田 千鶴
監事	堤 久美子	顧問	中村 あき
委員	坂田 晋子	顧問	藤井 ゆう子
委員	藤本 奈路	顧問	林 由美子
委員	松山 友子	顧問	堀内 久美子
委員	村川 優子	顧問	松井 幸恵
委員	山本 香	顧問	角本 理美子
顧問	林 憲司	顧問	三村 貴代美
顧問	南村 朋美	顧問	寺岡 年彦
顧問	帆足 由美	名誉顧問	恵嶋 繁雄
顧問	坊坂 真理子	名誉顧問	F.O.ペレイラ清志
顧問	大谷 祐加	顧問	久世 仁美
顧問	西村 剛司	顧問	榊 誠也
顧問	大澤 美鈴		

事務局	田中 豊実
事務局	山田 貴美

令和6(2024)年度 京都経済短期大学 教育後援会 決算書(案)

会計期間: 令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日

収入の部				(単位 円)
項 目	予 算 (A)	決 算 (B)	差 異 (A-B)	備 考
前年度繰越金	13,606,580	13,606,580	0	現金0円、普通預金13,606,580円
会費収入	10,368,000	10,296,000	72,000	一般学生 @24,000円×416名=9,984,000円 留学生 @12,000円×26名=312,000円
受取利息	100	5,526	-5,426	預金利息 ※年2回(3月、9月)の第2日曜日の翌営業日
その他収入	0	0	0	
定期預金取崩	0	0	0	
計	23,974,680	23,908,106	66,574	

支出の部				(単位 円)
項 目	予 算 (A)	決 算 (B)	差 異 (A-B)	備 考
会議費	400,000	394,358	5,642	役員交通費、茶菓代
事務費	400,000	244,763	155,237	残高証明書発行費、通信費、事務用品費
事業費	14,730,000	8,762,689	5,967,311	卒業式・入学式配信:948,200円 2024年度新入生ガイダンス食事補助:90,048円 卒業式カタログギフト(前期卒業分):44,800円 総会懇親会代:20,451円 奨学金事業:1,000,000円 資格取得等報奨金事業:660,000円 学友会補助事業:500,000円 生協ランチ補助:1,627,530円 卒業アルバム:2,303,320円 研修旅行:214,040円 卒業を祝う会:1,334,300円 入院療養見舞金:20,000円
積立金(定期預金)	0	0	0	
雑費	0	0	0	
予備費	500,000	0	500,000	
次年度繰越金	7,944,680	14,506,296	-6,561,616	現金0円、普通預金14,506,296円
計	23,974,680	23,908,106	66,574	

<次年度繰越金>

種 別	金 額	内 訳
現 金	0円	
普 通 預 金	14,506,296円	《 別紙 》 A4横 に記載
合 計	14,506,296円	

<期末定期預金残高>

定期預金残高 合 計	金 額	内 訳
	0円	《 別紙 》 A4横 に記載

以上の通り報告します。

令和7年 4月 19日

京都経済短期大学 教育後援会

会長 藤田 隆史



京都経済短期大学 教育後援会

会計 山田 貴美



会計 田中 豊実



監査の結果、適正なることを認めます。

令和7年 4月 19日

京都経済短期大学 教育後援会

監事 堤 久美子



京都経済短期大学 教育後援会

監事 坂田 晋子



2025 年度 教育後援会活動計画（案）

2025 年度における教育後援会の活動計画（事業）につきまして、以下の通り提案します。

1. 卒業を祝う会（謝恩会）

大学生生活の締めくくりとして、「卒業を祝う会」を実施します。学生が保護者・保証人・本学教職員・学園関係者の皆さんへ感謝の意を述べ、自分たちの思い出を改めて振り返る会となっています。

（2026 年 3 月 17 日開催予定）

2. 卒業記念品

卒業生に記念品として卒業アルバムを贈ります。

（2025 年 6 月完成・発送予定）

3. 教育後援会創立記念奨学金事業

人物に優れ、成績優秀で経済的な支援が必要な学生に対して、奨学金の給付を行います。申請方法等の詳細は、大学事務局より送付する後期学費納付金案内に同封の要項もしくは学生ポータルサイト・ガイダンス等に案内しますのでご確認ください。

（2025 年 9 月下旬申請受付予定）

4. 資格取得等支援奨学金事業

全学生を対象に、資格取得を経済的に支援するとともに、より上位の資格取得を奨励します。なお、編入学試験も対象となります。

（前期申請締切：2025 年 8 月 8 日、後期申請締切：2026 年 2 月 10 日）

5. 学友会補助事業

学園祭支援：学生が自ら企画・運営する秋華祭（学園祭）を支援します。会員の皆様も是非この機会にお越しください。

（2025 年 10 月 25 日開催予定）

課外活動支援：学生生活をより充実させるために、クラブ等の課外活動を支援します。

6. 教育学習環境整備事業

2 年間という大変短い期間の中で、学生が有意義かつ充実した学生生活が送れるように、教育学習環境への整備を様々な形で行い、福利厚生の実現をはかります。

過去の例：中庭の芝生化、緑化整備（紅葉植栽、観葉植物）ピロティのタイル敷設、カフェテリアのリニューアル（同窓会との共同事業）トイレリニューアル（和式便器の様式化、音姫・温水洗浄便座の設置等）、体育館更衣室・シャワールームリニューアル（クラブ支援）、自習室リニューアル、照明設備の拡充（学生ホール）、屋外ベンチの設置（ピロティ・中庭）、音響設備の設置（学生ホール・カフェテリア）、液晶モニターの設置（学生ホール・カフェテリア）、ソファ設置（サロン・ギャラリー）、教室棟～講義棟間の屋根設置ほか

7. 研修事業

会員・役員の親睦を深めるために研修会を実施しております。昨年度に引き続き研修旅行を予定しております。

(2025 年 11 月下旬～12 月上旬実施予定)

8. 大学生協補助事業

学生の食生活を支援するため、生協食堂にて組合員を対象に、教育後援会ランチメニューを提供します。通常¥528 のランチメニューを¥148 を補助し、¥380 で提供します。ネーミングやメニューの内容には教育後援会の意見を反映させ、家庭の味などを意識したものを予定しております。

(2019 年 5 月より実施)

9. 役員会の開催

上記の事業を企画・運営・実施していくため、定期的に役員会を開催していきます。

10. その他の事業

☐ 短期貸付金制度

☐ 弔慰金・見舞金制度（入院・災害）

以 上

令和7(2025)年度 京都経済短期大学 教育後援会 予算書(案)

会計期間: 令和7(2025)年4月1日 ~ 令和8(2026)年3月31日

収入の部

(単位 円)

項 目	令和7年度	令和6年度	増減	備 考
前年度繰越金	14,506,296	13,606,580	899,716	現金0円、普通預金13,606,580円
会費	10,092,000	10,368,000	-276,000	1回生 一般学生 @24,000円×223名=5,352,000円 留学生 @12,000円×23名=276,000円 2回生 一般学生 @24,000円×176名=4,224,000円 留学生 @12,000円×20名=240,000円
受取利息	4,000	100	3,900	
その他収入	0	0	0	
計	24,602,296	23,974,680	627,616	

支出の部

(単位 円)

項 目	令和7年度	令和6年度	増減	備 考
会議費	450,000	400,000	50,000	役員交通費、茶菓代等
事務費	400,000	400,000	0	残高証明書発行費、通信費、振込手数料、印刷費、発送代行費、事務用品費等
事業費	16,450,000	14,730,000	1,720,000	総会:50,000円 卒業を祝う会:1,500,000円 卒業記念品:2,200,000円 奨学金事業:1,000,000円 卒業式・入学式配信:1,000,000円 資格取得支援奨学金事業:700,000円 学友会補助事業(学園祭支援):400,000円 学友会補助事業(課外活動支援):100,000円 教育学習環境整備事業:7,000,000円 新入生補助:200,000円 大学生協補助事業:1,800,000円 弔慰金・見舞金:100,000円 研修旅行:400,000円
予備費	500,000	500,000	0	
次年度繰越金	6,802,296	7,944,680	-1,142,384	現金0円、普通預金,,円
計	24,602,296	23,974,680	627,616	

以上の通り報告します。

令和7年 4月 19日

京都経済短期大学 教育後援会 会長 藤田 隆史



令和7年 4月 19日

京都経済短期大学 教育後援会 会計 山田 貴美



会計 田中 豊実



京都経済短期大学教育後援会趣意書

設立の趣旨

I、開学にあたって

京都経済短期大学の母体である明德学園は創立以来73年の歴史と伝統を持ち、その精神的支柱は「明知を持って明德を实践する」ことである。この建学の精神は明德商業高等学校・京都成章高等学校を設置し、それぞれの地域社会の要望を担って特色のある教育を展開してきている。そして、平成5年4月、京都経済短期大学経営情報学科を開学するに至った。

その新設に当たって、就学人口、特に、18才人口の急減期を迎える時期でもあり、また、京都市の工場等制限区域の厳しい状況下での申請であった。そのことから、文部省の認可に至るまでの指導により、教学スタッフの質的量的な充実をはじめ、多様な施設設備の設置、留学生・社会人の受け入れ等、充実した教育・研究条件を備えるようになった。しかし、何分にも新設の大学でもあり、まだまだ不十分などころがあるために微力ではあるが援助していきたい。

II、知的共同体として

高等教育は、国民全体に対し門戸を開放していることから、一地域社会の願を担って教育・研究活動を立案・実行するという矮小化したものでない。国家の進むべき方向を見定めつつ、学問の真理の追求を模索するといったグローバルな視点で捉えて行かなければならない。当然、そこには国民全体の意志を十分に把握することが大切になる。

更に、大学が「単に学内だけで研究の発展を目指す」というものだけでなく、今日の社会的期待に応えるためにも「国民に開かれ、地域社会にねざした大学」を目指さなければならない。その一つとして、本短大に学ぶ学生の父母・保証人とともに知的共同体を構築していくことが重要な柱となる。

III、国民的課題として

高等教育への期待は飛躍的な高まりを示し、ここ数年間の大学受験状況はすさまじいもので、膨大な受験生が一校に殺到して凌ぎを削りあっている。こうした国民の教育への要求の高まりの背景には、社会の急速な変化が挙げられる。

第一に、あらゆる生産分野で技術革新が進められてきた。然も、その技術革新が予想を超えたスピードからして、人材の開発・確保が是非とも必要になってきたこと。

第二に、OA機器の発達、通信機器・システムの発達で「情報化社会」になってきたこと。

第三に、通信機器・システムの発達と交通システムの発達で「国際化」が求められるようになり、外国語に精通した人材が必要になってきたこと。

第四に、サービス産業の発展で「コミュニケーション社会」が殺到し、協調性の必要とともに柔軟に対応しうる人材が求められてきたこと。

こうした社会構造の変化による社会的要請に対し、国民が経済的にも心理的にも安定した将来を望むところから素早く対応してきた。その結果、高学歴社会の到来を招いたのである。これに対して、高等教育機関は十分とは云えないまでも新たに大学を開学したり、学部・学科の新・増設をしたり、更に、社会人の受け入れや留学生の受け入れ、そうして国民・府民への公開講座等々の施策を実施してきた。

社会的変化、国民の意識変化、高等教育機関の開放等々により、今日では、選り抜かれた者だけが高等教育を受ける時代から、多くの「国民」が享受する時代へと時が流れ、また、時代の要請として求められてきた。換言すれば、社会の急激な変化の中で国民に対する確に、然も、迅速に膨大な情報に対応しうる能力、異文化を理解し、認め合う国際感覚を身に付けうる能力、国際化に対応しうる意志伝達能力、外国語に精通した能力、柔軟に対応しうる能力等を求めるようになってきたと考えるべきで、単にそこに学ぶ学生だけが身に付けるだけでなく、広く国民全体が学ぶべき課題と位置づけられたと云っても過言ではない。

IV、知的好奇心の喚起

「チェンジ=変革」の時代、まさに到来している。本短大で学ぶべき課題とともに国民的課題の習熟のために、学生に父母・保証人も積極的に「援助」し、また、自らもその国民的課題に一人より二人、二人より三人、三人より多数で「チャレンジ」して、父母・保証人同士「援助」し合い、その事業に参画しようではないか。

上記の趣旨に則り、ここに京都経済短期大学教育後援会の設立を宣言する。

京都経済短期大学

教育後援会会則

(名称)

第1条 本会は、京都経済短期大学教育後援会と称する。

(目的)

第2条 本会は、京都経済短期大学（以下「本学」という。）と家庭との連絡を緊密にし、本学の教育の振興、充実及び発展に協力することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を本学事務局内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 本学と家庭との相互連絡
- (2) 教育に関する研究、調査
- (3) 学生教育の振興に関する事項
- (4) 学生の福利厚生に関する援助
- (5) その他本会の目的達成上必要と認める事業

2 前項第4号に係わる、本会が行う奨学金及び短期貸付金については、別に定める。

(会員)

第5条 本会は、次の各号の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本学に在学する学生の保護者または保証人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本学の諸活動に援助する者

(役員)

第6条 本会の役員に、会長、副会長、監事、委員および顧問を置く。また、必要に応じて参与を置くことができる。

(役員等の選出及び委嘱)

第7条 役員等は、次の各号によって選出する。

- (1) 役員は、総会において正会員の中から選出する。
- (2) 会長、副会長、監事及び委員は、総会において役員の中から互選する。
- (3) 顧問は、本学園理事長、学長ならびに本会に特別の功労があった者に、役員会の同意を得て会長が委嘱する。
- (4) 参与は、本学園理事、本学教職員の中から会長が委嘱する。

(役員等の職務)

第8条 役員等の職務は、次の各号の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- (3) 委員は、役員会を組織し、会務を処理する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。
- (5) 顧問は、会長の諮問に応じる。

(6) 参与は、会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(役員の任期)

第9条 選挙による役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議の種類)

第10条 本会に、総会及び役員会を置く。

2 会議は、会長が招集する。

(総会)

第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年5月に開催し、役員の選出、予算、決算ならびに会則の変更その他重要事項を審議、決定する。

3 臨時総会は、会長が特に必要と認めたとき、役員会の議に基づき開催する。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、委員及び監事をもって組織し、会長が必要と認めたとき開催する。

(会議の議長)

第13条 総会の議長は、正会員中から選出する。

2 役員会の議長は、会長が当たる。

(議決)

第14条 議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(経費)

第15条 本会の経費は、会費、寄付金、預金利子及びその他の収入を充てる。

(会費)

第16条 会費は、本学に在学する学生1人につき、月額¥2,000とする。

2 前項の会費は、年額¥24,000を年度当初に一括納付する。

3 外国人留学生は、年額の半額を免除する。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(庶務及び会計)

第18条 本会の事務を処理するため、庶務及び会計をおく。

(改廃等)

第19条 この会則の改廃、その他本会の運営に必要な事項は、役員会の議を経て総会で定める。

附則 この会則は、平成 5 (1993) 年4月 1日から施行する。

附則 この会則は、平成12 (2000) 年4月 1日から施行する。

附則 この会則は、平成21 (2009) 年4月 1日から施行する。

附則 この会則は、令和 6 (2024) 年5月25日から施行する。

京都経済短期大学

教育後援会創立記念奨学金規程

(趣旨)

第1条 京都経済短期大学教育後援会（以下「後援会」という。）は、京都経済短期大学（以下「本学」という。）に在籍する学生で、成績優秀かつ経済的に学費納付が困難な者に対して奨学金の交付を行う。

(奨学生の資格)

第2条 京都経済短期大学教育後援会創立記念奨学生（以下「奨学生」という。）は、京都経済短期大学に在籍する学生で、以下の各号のとおりとする。

- (1) 経済的条件が著しく困難で、学費援助を要する者
- (2) 学業継続の意志が強固である者
- (3) 学業・学校生活に意欲的に取り組み、向上が見られる者
- (4) 明德学園創立記念奨学生推薦者選考基準第5条に掲げる条件を満たしている者

2 ただし、他の奨学金の支給を受けていても差し支えない。

(採用予定者数)

第3条 奨学生の採用予定者数は、毎年7月末日までに、募集公告上に明示する。

(給付額)

第4条 給付額は、年額¥70,000とし、返済義務はない。

(給付期間)

第5条 給付期間は、最短修業年限における採用年度一ヵ年限りとする。ただし、重ねて選定することを妨げない。

(出願期間)

第6条 毎年9月25日～10月5日までとする(最終日が土・日曜日の場合は翌月曜日、祝日の時はその翌日までとする)。

(出願手続)

第7条 奨学生を希望する者は、所定の申請書と推薦書を、ゼミナール指導担当教員を経由して、学長に提出する。

(選抜方法)

第8条 明德学園奨学金委員会（以下「奨学金委員会」という）の議を経て、理事長に申請し、理事会においてこれを決定する。

(交付)

第9条 奨学金の交付は、明德学園創立記念日の前日とする。

(失格)

第10条 奨学金委員会が以下の各号により奨学生として不適当と認めた場合は、その資格を失うものとし、奨学金の返還を求めることができる。

- (1) 学生として、素行が好ましくないと認められる場合。
- (2) 申請書等の提出書類に虚偽の申請があった場合。

(事務業務)

第 1 1 条 この規程に関する事務業務は京都経済短期大学事務局が行う。

(内規)

第 1 2 条 この規程の施行に必要な事項は、別に内規を定める。

(改廃)

第 1 3 条 この規程の改廃は理事会の議を経て理事長がこれを定める。

附 則 この規程および細則は、平成 1 6 (2 0 0 4) 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 2 1 (2 0 0 9) 年 4 月 1 日から施行する。

京都経済短期大学

教育後援会創立記念奨学金内規

(趣旨)

第1条 この内規は、京都経済短期大学教育後援会創立記念奨学金規程（以下「規程」という）の施行に必要な事項を定めるものとする。

(奨学金委員会)

第2条 奨学金委員会を学園本部に置き、奨学金委員会は学園本部長、法人部長、経営企画部長、その他理事会において必要と認められた者をもって構成する。

(候補者名簿)

第3条 規程第3条の人数に補欠1名を加え、推薦し、出願期間の最終日から1週間以内に候補者名簿に関係書類を添付し、奨学金委員会に提出する。

(改廃)

第4条 この内規の改廃は、理事会の議を経て理事長がこれを定める。

附 則 この内規は、平成21（2009）年 4月 1日より施行する。

附 則 この内規の施行に伴い、「京都経済短期大学教育後援会創立記念奨学金細則」は廃止する。

京都経済短期大学

教育後援会短期貸付金規程

(趣旨)

第1条 短期貸付金制度規程(以下「規程」という。)は、京都経済短期大学(以下「本学」という。)に在学する学生が、経済的緊急援助を必要とする場合に対応し、教育の機会均等に寄与することを目的として実施する。

(予算総額)

第2条 短期貸付金の予算総額は¥500,000とする。

(貸付基準)

第3条 短期貸付金の貸付基準は、次の通りとする。

- (1) 教科書・教材の購入費
- (2) 課外活動または就職活動に要する費用
- (3) 医療費または生活費
- (4) 四年制大学への編入学に要する費用
- (5) その他やむを得ない事情で、緊急貸付の必要を認めたとき

(貸付額)

第4条 短期貸付金の貸付限度額は、学生1人あたり¥30,000以内とする。ただし、四年制大学への編入学に関しては、¥100,000以内とする。

- 2 前条項の貸付単位は、千円単位とする。
- 3 貸付期間の利子は、無利息とする。

(貸付手続き)

第5条 短期貸付希望者は、所定用紙に必要事項を記入し、代務弁済を可能とする保証人が署名・捺印の上、学生支援課へ願い出なければならない。

- 2 所定用紙の提出に基づき、後援会役員会において審議の上承認を得たものに限り、短期貸付を執行する。

(貸付金の返済期日及び返済方法)

第6条 短期貸付金の返済期日・返済方法は、原則として次のようにする。

- (1) 貸付金額¥10,000未満貸付日より1週間以内一括返済する
 - (2) 貸付金額¥10,000以上¥30,000未満貸付日より1カ月以内一括返済する
 - (3) 貸付金が¥30,000以上¥100,000以内貸付日より3カ月以内一括もしくは分割にて返済する
- 2 ただし前項に関わらず学籍を失ったとき、または休学をするときには、直ちに未返済額全額を返済しなければならない。なお、返済期日までに返済を怠ったものは、以後の貸付は行わない。

(代務返済)

第7条 短期貸付金の返済が遅滞した場合あるいは、返済者に事故ある場合は、保証人は代務弁済しなければならない。

(運營業務)

第8条 短期貸付金は、後援会長の委嘱を受け、資源活用推進課が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、役員会の議を経て教育後援会総会にて行う。

附 則 この規程は、平成12(2000)年 4月 1日から施行する。

附 則 この規程は、平成21(2009)年 4月 1日から施行する。

京都経済短期大学教育後援会

資格取得等支援奨学金規程

(趣旨)

第1条 京都経済短期大学教育後援会（以下、「本会」という）は、京都経済短期大学（以下、「本学」という）に在籍する学生の積極的な資格取得を支援し、以って本学教育および学生の進路決定に資することを目的として、資格取得等支援奨学金制度を設ける。

(予算総額)

第2条 この奨学金の予算総額は、本会総会にて決定する。

(受給者の資格)

第3条 この奨学金は、以下の各号を満たす者に支給する。

- (1) 本学に在籍していること
- (2) 正規の最短修業年限内であること
- (3) 経済的に困窮していること
- (4) 人物・学業ともに優秀であること

(資格取得による支給)

第4条 資格取得による支給は、本学在籍中に受験し、本学在籍中に取得したことが確認できるものに限る。ただし卒業年次において、第6条に定める期日までに申請できない場合は、支給対象としない。

- 2 支給金額及び支給基準は別表Ⅰに定める。
- 3 支給対象資格は別に定める。ただし、定めのない資格で合格難易度が高い資格については、役員会の判断により支給する場合がある。

(編入学合格による支給)

第5条 編入学合格による支給は、一般受験による昼間主（Ⅰ部）学部・学科への合格であり、本学在籍中に受験し、本学在籍中に合格が確認できるものを対象とする。ただし、に定める期日までに申請できない場合は、支給対象としない。

- 2 支給金額及び支給基準は別表Ⅱに定める。
- 3 支給対象校は別に定める。ただし、定めのない大学で合格難易度が高い大学については、役員会の判断により支給する場合がある。
- 4 複数校に合格した場合も、この奨学金の支給は1度に限る。ただし支給後、支給金額のより高い大学に合格し、申請した場合は、その差額を支給する。

(申請)

第6条 この奨学金の受給希望者は、所定用紙に必要事項を記入し、対象資格取得を証明する書類を添付して、学生支援課まで提出しなければならない。

- 2 申請について、前期は8月10日、後期は2月10日を締め切りとし、申請時点において取得が証明できるものを申請可能とする。

(選考)

第7条 この奨学金の選考は、提出された書類に基づき、本会役員会にて行う。

(通知)

第8条 この奨学金の採用の可否については、選考後、学生に通知する。

(支給)

第9条 この奨学金の支給について、前期申請者は10月、後期申請者は3月に行う。

(掲示および表彰)

第10条 この奨学金支給者は、事務局に掲示する。

- 2 取得難易度が極めて高い資格取得者は、卒業式にて表彰する。

(報告)

第11条 この奨学金支給者については、翌年の本会総会にて報告する。

(担当部署)

第12条 この奨学金に関する事務は、事務局本会担当者が行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、本会役員会の議を経て本会総会にて行う。

附 則 この規程は、平成26（2014）年4月1日から施行する。

2013年度以前入学者については、2014年4月1日以降に受験および合格した資格を申請対象とする。

附 則 この規程は、平成28（2016）年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和2（2020）年4月1日から施行する。

別表Ⅰ 資格取得による支給金額及び支給基準

支給金額	支給基準
10万円	社会的評価および取得難易度が極めて高いもの
2万円	社会的評価および取得難易度が高く、受験料が高額であるもの
1万5千円	社会的評価および取得難易度が比較的高いもの
1万円	社会的評価が一定程度あり、取得に際して一定以上の学習を要するもの

別表Ⅱ 編入学合格による支給金額及び支給基準

支給金額	支給基準
2万円	国公立大学合格
1万5千円	関関同立大学合格